

子育て応援シリーズVol.1

ゼロから生まれる心のゆとり

10月1日から

こどもの医療費を無償化します

0歳から18歳まで

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

市のこども医療費助成制度では、これまで医療機関ごとに通院は月4日まで、入院は月14日まで、一部負担金として1日500円が必要でしたが、10月1日からは全額無償化します。

担当者に聞く
教えてヒヤマさん

子どもが
健やかに育つ **幸せ**を
感じられるまちに



保健医療課 国保年金係
檜山 智範

こどもの医療費の無償化は、市民の要望により実現しました。令和5年度に就学前児童や小学生がいる世帯に実施した『第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画』のアンケートで、こどもの医療費を無償化してほしいという声が多く寄せられ、子どもが健やかに育つ幸せを感じられるまちになるよう、導入に踏み切りました。

10月1日から始まるこどもの医療費の無償化によって、子育て世帯の経済的負担の軽減だけでなく、子どもを病院に連れて行きやすくなることで、心理的負担の軽減にもつながると考えています。

こどもの医療費の
無償化申請が必要な方

8月1日時点で、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療の対象者（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方）には、7月下旬に申請書を送付します。以前こども医療の対象となっていた方でも再度申請が必要となりますので、必ず申請してください。

※10月診療分から助成の対象になります。

※新たに対象となる方で、申請書が届いていない方は、保健医療課に連絡してください。

申請に必要なもの

○申請書
○対象のこどもの健康保険の資格情報
の分かるもの

申請方法

申請に必要なものを同封の返信用封筒に入れて返送してください。

申請期限

8月29日(金)



医療費の自己負担分の一部を助成します— 福祉医療制度

問い合わせ
保健医療課 ☎59-2141

市の福祉医療には①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療④精神障害者医療の制度があり、医療費の自己負担分の一部を助成しています。ただし、保険適用外のものは除きます。

現在受給者証を持っている方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限の過ぎた受給者証は返却するか、自身で確実に破棄してください。

また、転出や所得制限などで受給資格がなくなった場合は、受給者証を必ず返却してください。

なお、表の基準に該当する方で、まだ認定を受けていない方は、所定の申請をしてください。

※認定には審査があります。
申請・返却

受給者証の返却や認定申請をする方は、保健医療課または各支所へ。

区 分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
①重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A)、A、Bを持っている方 ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。 ※令和8年3月末時点で18歳以下の児童は、令和7年10月1日以降は③こども医療に移行します。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満である（扶養人数などにより、基準額は変わります） ※継続して常時、人工呼吸器などを装着している方は、所得制限が緩和される場合があります。	・医療機関 1日200円必要（医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで） ・保険薬局（処方箋などの薬代） 一部負担金は必要ありません。
②ひとり親家庭等医療	・ひとり親の家庭などで令和8年3月末時点で18歳以下の児童とその児童を養育している父親または母親など ・父母のいない令和8年3月末時点で18歳以下の児童 ※令和8年3月末時点で18歳以下の児童は、令和7年10月1日以降は③こども医療に移行します。	・所得税非課税の世帯の方（平成22年度税制改正前基準による） ただし住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	・医療機関 1日500円必要（医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで） ※③こども医療は令和7年10月1日から一部負担金が不要となります。 ・保険薬局（処方箋などの薬代） 一部負担金は必要ありません。
③こども医療	・0歳から高等学校卒業程度（18歳に達する日以降の最初の3月31日）まで ※進学・就職の有無は不問	・所得制限無し	
④精神障害者医療	・精神障害者手帳1級と自立支援医療受給者証（精神通院）両方の交付を受けている方 ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満である（扶養人数などにより、基準額は変わります）	・医療機関 1日200円必要（医療機関ごとに、通院は月4日まで） ※入院は対象外 ・保険薬局（処方箋の薬代） 一部負担金は必要ありません。



Y・Mさん
Iちゃん
(1歳7カ月)

以前住んでいたところは無償だったので、大竹市でもこの制度が始まると広報紙を見て知り、喜んでいました。お金がかからないことで、風邪の引き始めや長引いてしまったときに子どもを病院に連れて行きやすくなると思います。

I・Mさん
Nちゃん
(1歳0カ月)

この制度が始まることは知らなかったのですが、純粋にうれしいです。これとは別ですが、おむつや離乳食、赤ちゃんの水などを配達してくれる制度もとてもありがたいです。



高野 初美さん
日奈美ちゃん
(2歳3カ月)

全国的にこどもの医療費を無償化していこうという流れがある中、大竹市でこの制度が始まると聞き、ありがたいという気持ちが大きいです。病院でお金を支払う際に、これまでは子どもを抱いて支払うのが少し大変でしたが、そういうやりとりが無くなるので、細かいことですが、すごく助かります。

この制度をどう思いますか？
—大竹市の好きなところも聞いてみました—